

出展規定

—「中小企業テクノフェア in 九州2017」—

主催者:(公財)北九州観光コンベンション協会

1. 小間の配置

- 1) 小間の割り当ては、出展物の内容、申し込み小間数、会場全般の構成を配慮して主催者がおこない、出展社説明会で通知します。
- 2) 出展社は、割り当てられた小間の全部、又は一部を第三者に譲渡、もしくは出展社相互において交換することはできません。
- 3) 角小間を条件としたお申し込みはできません。

2. 契約の締結時期と出展申し込みの取り消し、又は内容変更について

- 1) 出展申し込み受付後、主催者より出展料の請求書をお送りします。その請求書に基づいて支払い期日(平成29年9月8日)までにお振込みください。支払が完了した時点をもって出展に関する契約が締結されたこととなります。
- 2) すでに申し込まれた小間に対する変更、又は取り消しは、その理由を添えてすべて文書でお申し出ください。ただし、契約締結後の平成29年9月8日以降出展を取り消す場合は、出展料の全額をキャンセル料としてお支払いいただきます。

3. 諸経費の清算

- 1) 出展社は、付帯費用(備品・電気等)や床面修復費、油漏れ処理費等があるときは、会期終了後に請求申し上げますので、すみやかにご清算ください。

4. 出展物の管理保全

- 1) 主催者では、警備員を配置し会場全体の管理保全に努めます。
- 2) 出展物の保全については、出展社が責任を負うこととし、盗難、損傷、紛失、火災、天災等会場内で発生した事故に対してその損害を賠償しません。
- 3) 出展社は、出展物の輸送、備え付け、組立および展示を通じ、出展物の保護のために必要な保険を付し、またはその他の措置を講じてください。

5. 開催の変更、および中止

主催者は、天災その他不可抗力の原因により会期を変更、又は開催を中止することがあります。主催者はこれによって生じた損害は補償いたしません。ただし、開催を事前に中止したときは、出展料の一部、又は全部を返金いたします。

6. 出展規定、および出展社マニュアルの遵守

主催者は、やむを得ない事情のあるときは会期その他について、規定の一部を変更することがあります。また、この変更によって生じた損害は補償しません。

7. 係争

本展示会に関する係争は、福岡地方裁判所小倉支部が専属管轄を持つものとします。

8. その他

この規定に定めのない事項、又はこの規定に疑義が生じた場合は、両当事者で協議して決定します。

以上